

掛川市職員資格取得助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の自己啓発意欲を喚起し、人材の育成を図ることにより、市民サービスの向上に寄与することを目的として、公務に関係する資格及び免許（以下「資格等」という。）を取得（更新を含む。）した場合の当該取得に要した経費に対し、予算の範囲内において助成金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）第2条各号及び第4条第1項各号に掲げる職員（会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）とする。

(対象資格)

第3条 助成の対象となる資格等（以下「対象資格」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げる資格等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 公費負担により取得したもの
- (2) 資格等の取得を要件として採用された職員が保持する当該資格等を更新するもの（等級を上げるものを除く。）
- (3) 学歴、実務経験年数又は講習会若しくは研修会の受講のみを要件として付与されるもの

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が第1条の趣旨に適合する資格等であると認めるときは、助成の対象とすることができる。

(助成対象経費等)

第4条 助成対象経費、助成率及び限度額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 1会計年度に複数の資格等を取得したときは、当該年度における助成金の支給は、対象者1人につき2回を限度とする。

(支給申請)

第5条 対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、当該資格等を取得した日から起算して6月以内に掛川市職員資格取得助成金支給申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 資格等の内容及び受験料が明らかになる書類

(2) 受験料の支出を証する書類

(3) 資格等の取得を証する書類

(4) 別表第1に掲げる資格等を取得した場合にあっては、当該資格等の取得のために専門学校等へ通学した場合の学費又は通信教育等の受講料の支出を証する書類

(助成金の支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、既に支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部の返還をさせるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令乙は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	対象資格
1	一級建築士
2	建築基準適合判定資格者 (建築主事・建築副主事)

別表第2（第3条関係）

	対象資格
1	二級建築士
2	技術士
3	土木施工管理技士（1級又は2級）
4	管工事施工管理技士（1級又は2級）
5	造園施工管理技士（1級又は2級）
6	土地区画整理士
7	測量士又は測量士補
8	舗装施工管理技術者又は舗装診断士
9	河川維持管理技術者又は河川点検士
10	道路橋点検士
11	水道（浄水又は管路）施設管理技士（1級又は2級）
12	下水道技術検定（第1種、第2種又は第3種）
13	下水道管理技術認定試験（管路施設）
14	コンクリート診断士、コンクリート主任技士又は技士
15	土木鋼構造診断士
16	構造物診断士（1級又は2級）
17	建築施工管理技士（1級又は2級）
18	給水装置工事主任技術者
19	下水道排水設備工事責任技術者
20	電気主任技術者
21	建築物環境衛生管理技術者（厚生労働大臣が行う試験に合格した者）
22	危険物取扱者（甲種又は乙種）
23	自動車運転免許（大型・中型・準中型）
24	無人航空機操縦士
25	陸上特殊無線技士（1級～3級）
26	司法書士
27	行政書士

28	キャリアコンサルタント
29	土地家屋調査士
30	税理士
31	不動産鑑定士
32	宅地建物取引士
33	中小企業診断士
34	社会保険労務士
35	日商簿記検定（1級又は2級）
36	ファイナンシャル・プランニング技能士（1級又は2級）
37	A F P（アフィリエイトテッド・ファイナンシャル・プランナー）
38	C F P（サーティファイド・ファイナンシャル・プランナー）
39	I Tパスポート
40	AWS Certified Cloud Practitioner
41	Google Cloud Certified: Associate Cloud Engineer
42	Microsoft Certified: Azure Fundamentals
43	Microsoft 365 Fundamentals
44	基本情報技術者試験（基本情報技術者）
45	情報セキュリティマネジメント試験（情報セキュリティマネジメント）
46	社会福祉士
47	精神保健福祉士
48	公認心理師
49	管理栄養士
50	介護支援専門員
51	スクエアステップ指導員
52	狩猟免許
53	地籍主任調査員
54	社会教育主事任用資格又は社会教育士
55	保育士
56	幼稚園教諭

57	司書・司書教諭
58	消防設備士（甲種・乙種）
59	潜水士
60	予防技術検定

別表第3（第4条関係）

対象資格	助成対象経費	助成率	限度額
別表第1に掲げる資格等	1 資格等取得のための受験料 2 資格等取得のために専門学校等に通学した場合の学費又は通信教育等の受講料	10分の10	10万円
別表第2に掲げる資格等	資格等取得のための受験料	2分の1	1万円

掛川市職員資格取得助成金支給申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所 属 名

職員番号

職・氏名

掛川市職員資格取得助成金の支給を受けたいので、掛川市職員資格取得助成金支給要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 取得した資格等の名称
- 2 資格等取得年月日 年 月 日
- 3 受験料 円
- 4 学費又は受講料（別表第1に掲げる資格等に限る。） 円
- 5 添付書類
 - (1) 資格等の内容及び受験料が明らかになる書類
 - (2) 受験料の支出を証する書類
 - (3) 資格等の取得を証する書類
 - (4) 資格等の取得のために専門学校等へ通学した場合の学費又は通信教育等の受講料の支出を証する書類（別表第1に掲げる資格等に限る。）